

# 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日 文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

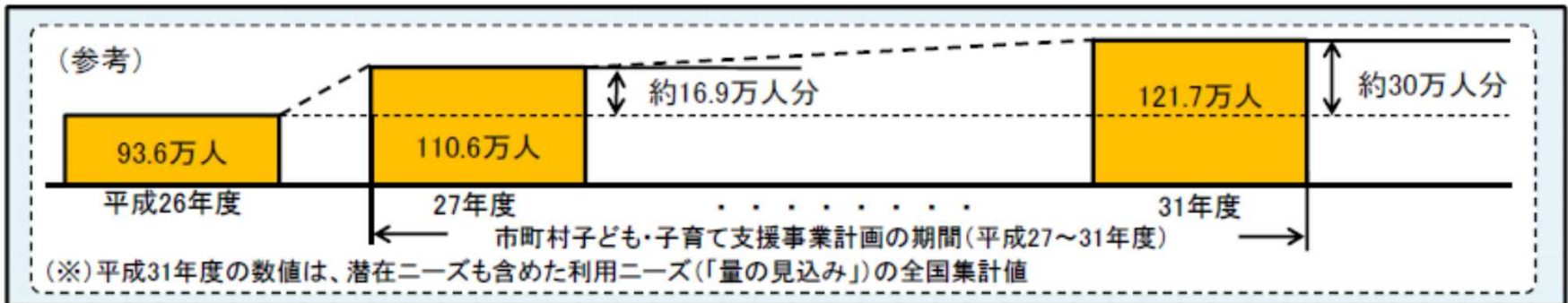


## 平成27年度における改善事項

- ① 受入児童数の拡大  
936,452人(26年度)→1,105,656人(27年度)[約16.9万人増]
- ② 10人未満の放課後児童クラブへの補助対象の拡大
- ③ 市町村への支援策の充実
  - ア 放課後子ども環境整備事業の充実  
・幼稚園・認定こども園等の活用の促進:設備費等加算
  - イ 放課後児童クラブ運営支援事業の創設:賃借料補助
  - ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業の創設:送迎経費補助
- ④ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設

- ⑤ 放課後児童支援員等処遇改善等事業  
・放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助
- ⑥ 障害児受入強化推進事業  
・障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配
- ⑦ 小規模放課後児童クラブ支援事業  
・19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

など



## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

### 1 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

### 2 実施場所

私立認定こども園

### 3 対象となる子ども

次の（ア）～（ウ）の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

（ア）日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

（ウ）6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

### 4 補助要件

当該認定こども園において、2人以上の障害児（私学助成（特別支援教育経費）または障害児保育事業の対象となる子どもを含む）を受け入れていること。

### 5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

# カギを握りそうな「利用者支援事業」

1. 利用者支援事業とは、子育て中あるいは妊娠中の人を対象に、情報提供や関係機関との連絡調整を行うとともに、関係機関の連携体制づくりや社会資源の開発などを行うもの
2. 「基本型（情報提供と地域の連携体制づくり）」 「特定型（情報提供のみ）」 「母子保健型（保健師の本来業務に近い）」 あり

## カギを握りそうな「利用者支援事業」

3. 特定型と母子保健型は行政が実施、基本型は行政以外の施設等で実施
4. 利用者支援事業の連携先に「指定障害児相談支援事業所」あり
5. 実際の実施については、地域の子育て支援拠点などを想定
6. 行政が計画に基づき供給体制を整備、利用者支援事業が適切な支援サービス等を紹介し、資源開発するイメージ

# これからの展望は・・・

- 1 児童発達支援を活用して、保育所での受入れが難しい子どもの保育ニーズを充足する取組みも出てきている  
→ 児童発達支援 + 日中一時 など
- 2 逆に、訪問型保育を活用して、通園が難しい子ども（重心児など）を個別に保育する取組みも  
→ 看護師による訪問保育の実施 など

# これからの展望は・・・

- 3 相談支援（ソーシャルワーク）の観点からは、児童福祉法の障害児支援サービスだけでなく、子ども・子育て支援新制度の障がい児関連施策だけでもなく・・・という視点が重要では

そのためにも、子ども・子育て支援新制度を十分に把握しておくことが求められる

# 「これから」を考えるキーワード

## 介護保険制度とのコラボレーション

1. 多くの地域で基盤整備に苦慮している重症心身障がい児者の日中活動系サービス
2. 平成24年4月に「児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱について」を発出

# 「これから」を考えるキーワード

## 介護保険制度とのコラボレーション

3. この仕組みを活用することで、通所療養介護（定員9名）の中に重心対応の児童発達支援・放課後等デイ・生活介護（定員5名以上）を設定可能
4. 重心児者の利用人数が5名以下の場合には、療養通所介護事業の定員9名を超えない範囲で要介護者4名以上を受け入れることが可能



他制度とのコラボには  
タテの制度をヨコに  
貫く庁内調整が不可欠

これからは市区町村  
の時代です！！

# 変わるもの、変わらないもの

## 変わる制度

措置 → 支援費 →  
自立支援法 → 総合支援法

## 変わらない支援

本人に寄り添った支援、地域生活の推進など

ご清聴いただき  
ありがとうございます  
ございました

# ご参考まで・・・（その1）

- 全日本手をつなぐ育成会  
これまでの社会福祉法人から、運動体として生まれ変わります。

<http://zen-iku.jp/>

または、「全日本手をつなぐ育成会」で検索していただくとながいはトップで表示されます。

# ご参考まで・・・（その2）

## ○ あたらしいほうりつの本

又村が書いた初めての単行本が出ました！  
できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・  
手当などの概要や手続きのながれを解説しています

お求めは、（公財）日本発達障害連  
盟、または書店「すぺーす96」の  
ホームページから！